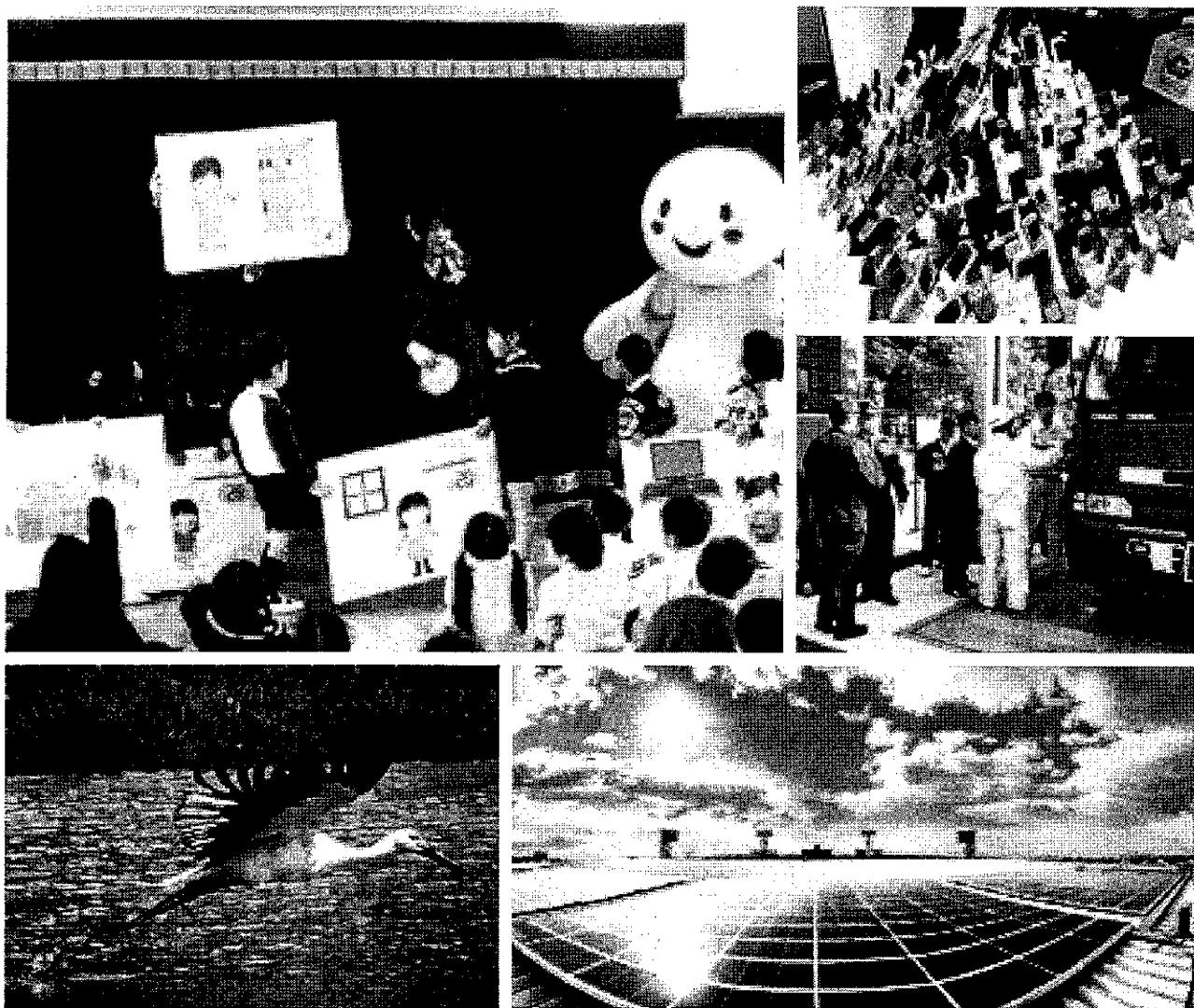


平成23年度

# 兵庫県農政環境部重要施策

## (環境関係)



兵庫県農政環境部

## 平成23年度の施策展開方向・施策体系・予算

### 《施策展開方向》

平成23年度の環境施策の展開にあたっては、次世代にも影響を及ぼす地球温暖化など地球規模での課題等に的確に対応し、第3次兵庫県環境基本計画の基本目標である「次世代に継承する“環境適合型社会”的実現」をめざして着実に施策を推進します。

このため、温室効果ガス排出量の7割近くを占める産業部門や排出量の伸び率の大きい民生部門に重点を置いた「地球温暖化防止対策」、廃棄物処理計画の改定や再生利用率向上に向けた取組などによる「循環型社会づくり」、新たなレッドデータブックの作成などによる「生物多様性ひょうご戦略の推進」、シカ捕獲や野生動物の生息環境の整備などによる「野生動物の被害防止」など、環境の保全と創造に関する施策の総合的な推進を図ります。

### 《施策体系と予算》

次世代に継承する  
環境適合型社会の実現

#### I 地球温暖化の防止 (431百万円)

低炭素社会の実現に向けた施策の展開、再生可能エネルギーの導入促進

#### II 循環型社会の構築 (274百万円)

廃棄物の排出抑制と資源化・再利用による物質循環の推進、廃棄物の適正処理の推進

#### III 生物多様性の保全 (7,330百万円)

生物多様性ひょうご戦略の推進、野生動物の被害防止総合対策の推進、災害に強い森づくりの推進

#### IV 地域環境負荷の低減 (3,661百万円)

大気環境の保全、水・土壤環境の保全、環境影響評価の未然防止の推進

#### V 環境保全・創造のための地域システム確立 (449百万円)

ひょうごの環境学習・教育の総合的推進、環境関連機関との連携の推進

【平成23年度 環境関係予算 12,145百万円 ※人件費等を除く】

## I 地球温暖化の防止

### 1 低炭素社会の実現に向けた施策の展開

#### (1) 産業・業務部門の取組

ア 条例、要綱に基づく温室効果ガス排出抑制計画・報告制度の見直し

国と地方の役割分担を勘案し、対象範囲、目標設定、公表制度のあり方など制度の実効性を確保するための見直しを行います。

イ 温暖化アセス制度の強化

工場等の新增設に伴う温暖化アセスの対象事業を拡大するとともに、新增設時の省エネ機器、再生可能エネルギーの具体的な導入指針や優良事例集を作成・活用するなど、実効性を高める手法を検討します。

ウ CO<sub>2</sub>削減協力事業

中小事業者における排出削減を促進するため、複数の中小事業者のCO<sub>2</sub>削減量を集約するクレジット集約型プロジェクトを開発し、大規模事業者と中小事業者のマッチングを支援します。

エ 中小企業者等に対する省エネ化設備導入促進

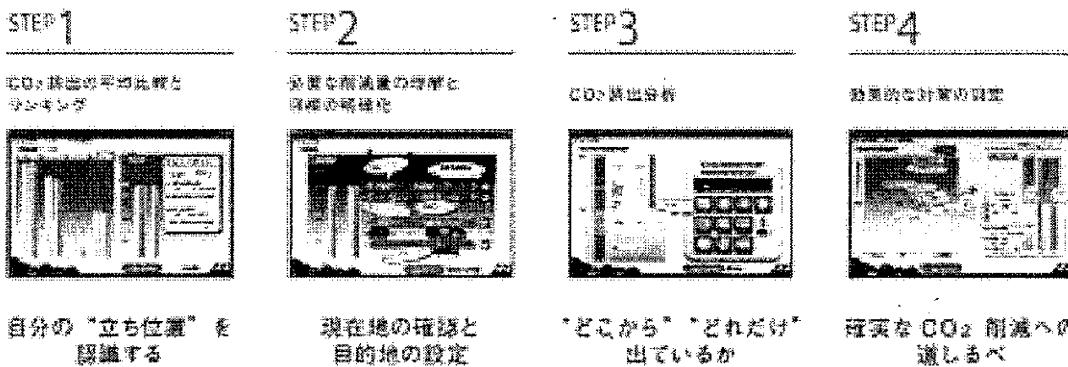
中小企業者等による省エネ化改修モデル事業を公募し、その経費の一部を補助するとともに、当該事業の成果をセミナー等を通じて提供し、意識啓発を促していきます。

#### (2) 家庭部門の取組

ア うちエコ診断の推進

家庭のCO<sub>2</sub>削減を促す「うちエコ診断」を全県的に展開し、受診者の拡大を図るとともに、WEBシステムの普及を図ります。併せて、小学生版診断ソフト「うちエコキッズ」の県下小学校での活用を図ります。

※ うちエコ診断受診によるCO<sub>2</sub>削減効果は1世帯あたり平均約10%（H20の受診家庭97世帯実績）



イ 家庭におけるCO<sub>2</sub>削減取組支援方策検討会の設置

家庭におけるCO<sub>2</sub>排出量削減を促進するため、有識者を含む検討会を設置し、県民の環境配慮行動を評価し、エコポイントを付与する制度等の構築に向けた検討を行います。

#### (3) 運輸部門の取組

ア 低公害車導入補助事業

電気自動車、ハイブリッド車等の次世代自動車や天然ガス車等の低公害車について、市と県で協調して事業者に補助し、次世代自動車等の普及・拡大を図ります。

## I 地球温暖化の防止

### イ 電気自動車用充電インフラの整備

- (ア) 普通充電器による夜間の充電を基本として公共宿泊施設等のインフラ整備を図ります。
- (イ) 充電スタンドを整備する民間事業者に対し、一般開放を条件として設置費用の一部を補助し、インフラ整備を推進します。

### ウ エコドライブの推進

自動車の運転者に対して、急加速の防止、アイドリングストップ等のエコドライブが生活習慣として定着するよう、自動車教習所と連携したエコドライブ教室の開催や運転免許更新時の教習普及を図ります。

### (4) その他の温室効果ガスの取組（フロン類適正処理の普及啓発及び調査）

地球温暖化の要因の1つであるフロン類の適正処理を推進するため、業務用冷凍空調機器設置者に対するフロン類適正処理の普及啓発並びに削減に向けた実態調査を実施します。

### (5) 次期環境率先行動計画のCO<sub>2</sub>削減目標達成に向けた効果的施策の推進

#### ア 県施設省エネ化改修の実施

照明器具、誘導灯の高効率化改修を実施します。

#### イ 県施設省エネビル化事業の実施

電気、ガスなどエネルギーを使用する機器の運転方法等をその使用状況に応じて最適な設定に調整する「省エネチューニング」を実施します。

#### ウ 職員の省エネ行動の推進

パソコン、コピー機の省エネモード設定、各種機器不使用時の主電源オフ等の取組を徹底します。

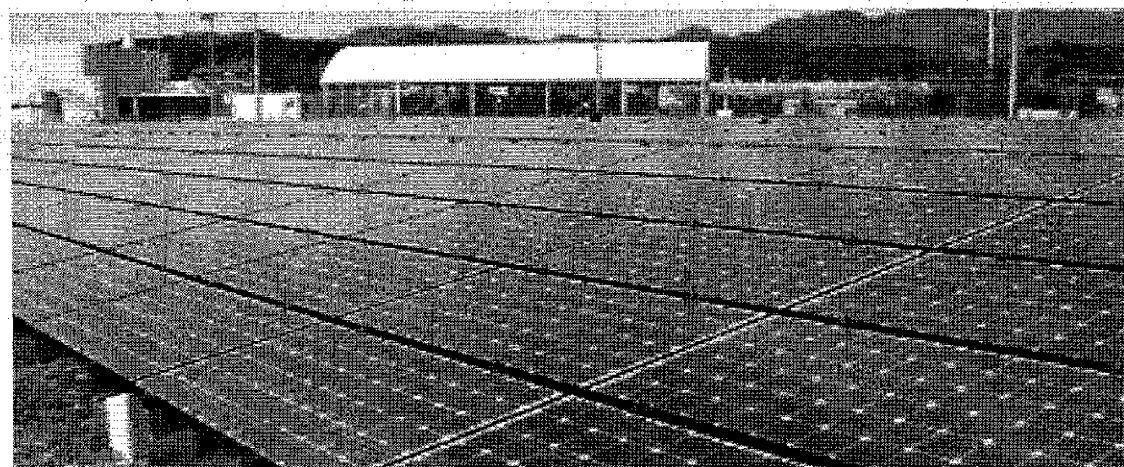
## 2 再生可能エネルギーの導入促進

### (1) 沿岸工場への中小型風力発電施設設置の要請

沿岸域の一定規模以上の工場に対して、兵庫県環境保全管理者協会を通じて、中小型風力発電施設設置の要請を図ります。

### (2) 県民参加型共同発電所（仮称）のモデル事業の実施に向けた検討

身近な環境対策への参加意識を高め、CO<sub>2</sub>削減に繋がる太陽光発電の一層の普及を図るとともに、自宅で設置しにくい県民でも参加できるよう、県民参加型共同発電所（仮称）の事業スキームを検討し、次年度以降のモデル事業につなげます。



淡路市メガワットソーラー発電施設（平成22年11月28日竣工）

## II 循環型社会の構築

### 1 廃棄物の排出抑制と資源化・再利用による物質循環の推進

#### (1) 廃棄物処理計画の改定

平成19年改定の廃棄物処理計画の進捗状況や社会経済環境の状況変化を踏まえ、循環型社会と低炭素社会との統合の観点にも配慮し、平成32年度を目標年度とする計画を策定します。

##### ア 一般廃棄物・産業廃棄物の減量化目標の設定

現計画の進捗状況を踏まえ、処理状況等についての解析及び将来予測を行い、新たな減量化目標（発生量、再生利用率、最終処分量）を設定します。

##### イ ごみ発電能力の整備目標の設定

高効率ごみ発電の導入を促進するため、新たに整備目標を設定します。

#### (2) 再生利用率向上に向けた取組

再生利用率向上・発生抑制のため、各種取組を展開します。

##### ア 容器包装リサイクルの推進

平成22年9月策定の「第6期兵庫県分別収集促進計画」に基づき取組を促進します。

(10品目分別収集取組市町割合:⑩54%→⑫95%、容器包装廃棄物分別収集率:⑩32%→⑫48%)

##### イ レアメタルの回収及びリサイクルの推進

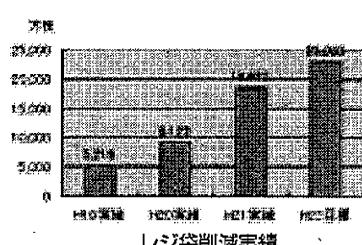
大手家電量販店と連携した全県的な使用済携帯電話の回収を促進し、県民への普及啓発を図るとともに、ひょうごエコタウン推進会議と連携し、小型家電製品からのレアメタルの効率的回収を促進します。

##### ウ レジ袋削減・マイバッグ持参県民運動の継続的展開

市町における協議会設置や協定の締結を促進するほか、ひょうごレジ袋削減推進会議で、次期削減目標を設定します。(現計画⑩→⑫2億3千万枚削減)

##### エ セメントリサイクル事業の推進

市町焼却施設から排出される焼却灰及びばいじんのセメント原料化を推進し、参画市町の拡大を図ります。(財ひょうご環境創造協会と住友大阪セメント㈱の共同事業)



### 2 廃棄物の適正処理の推進

不法投棄の早期発見、早期対応を図るとともに、海岸漂着ごみの回収・処理を推進するなど適正処理の確保を図ります。

#### (1) 不適正処理対策充実強化事業

不適正処理監視員による監視・指導と併せ、不法投棄監視調査員による人工衛星画像を活用した監視パトロールや県警のスカイパトロールとの連携等、監視体制の一層の強化を図ります。

#### (2) 海岸漂着物対策推進事業

ア 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域において、海岸漂着物等を回収・処理します。

(重点区域：県下88か所、年間回収見込量：約280トン)

イ 海岸漂着物対策推進協議会（日本海沿岸、瀬戸内海沿岸）において、海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整を実施します。



海岸漂着ごみの回収（香美町）

#### (3) 廃棄物処理法の改正等に伴う事業者等の指導

平成22年5月に改正された廃棄物処理法（平成23年4月1日施行）について、関係者へ周知します。

【改正事項】マニフェスト制度の強化、処理状況の確認努力義務等

### Ⅲ 生物多様性の保全

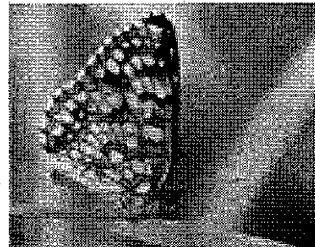
#### 1 生物多様性ひょうご戦略の推進

昨年10月に名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)の成果を踏まえ、「生物多様性ひょうご戦略」に基づく取組を推進します。

##### (1) 新たなレッドデータブックの作成

平成14年度の改訂以降、野生生物生息地の環境が大きく変化しているため、絶滅危惧種のほか、地域の特色ある生物や生態系等を含む(全国初)レッドデータブックを動植物の種ごとに作成します。

平成23年度は「昆虫」について作成します。



絶滅が危惧される  
ウスイロヒヨウモンモドキ

##### (2) ひょうごの生物多様性保全プロジェクトの推進

平成22年度にプロジェクトとして選定するNPO等の生物多様性保全・再生活動の内容等を広く情報発信し、県民の参画を促します。

また、NPO等が相互に情報共有や交流を図るため、活動発表会を開催します。

#### 2 野生動物の被害防止総合対策の推進

野生動物による農林業被害への対策として、市町と連携し、年間3万頭のシカ捕獲を推進するなど計画的な野生動物の保護管理を行うことにより、農林業被害を減らし、人と野生動物の調和のとれた共存をめざします。

##### (1) シカ捕獲等の推進

各施策の取組により、年間3万頭の捕獲を推進します。

〈施策の概要と施策別捕獲頭数〉 ※( )書きはH22捕獲目標頭数

- (ア) シカ捕獲実施隊 年間捕獲目標: 6,000頭 (5,000頭)  
「シカ捕獲実施隊」を編制する市町を支援し、平日にも捕獲活動を計画的に実施
- (イ) 個体群管理事業 年間捕獲目標: 6,000頭 (6,000頭)  
シカの広域一斉捕獲の実施
- (ウ) 大量捕獲わなによる捕獲 年間捕獲目標: 2,000頭 (1,000頭)  
平成22年度に整備した大量捕獲わなによる捕獲の促進
- (エ) 一般有害捕獲 年間捕獲目標: 4,700頭 (4,700頭)  
市町による農林業被害を防止するための捕獲の実施
- (オ) 狩猟期間における捕獲 年間捕獲目標: 13,300頭 (13,300頭)  
狩猟期間中の狩猟に対する捕獲報償金の交付

##### ア 狩猟者の育成、確保

捕獲実施隊員等の捕獲技能向上を図るために射撃訓練を支援するとともに、狩猟免許試験講習会(県獵友会主催)及び狩猟現地体験会を開催します。



県民農林漁業祭におけるシカ肉のPR(明石市)

##### イ 野生動物を寄せ付けない集落づくり

防護柵の設置を支援するとともに、森林動物専門員等による集落指導を実施します。

##### ウ シカ肉・皮等の需要拡大、流通・加工体制の整備

シカ肉活用ガイドラインの普及を図るとともに、イベント等でのシカ肉料理やシカ革製品をPRします。

##### エ 野生動物による農業被害への対応

鳥獣害を受けた農家の営農意欲の継続と耕作放棄地の発生防止を図るために、県、市町、農家が鳥獣害共済基金を積み立て、農家に再生産のための支援金を交付します。

##### オ 野生鳥獣捕獲用わなの緊急的な整備

シカ・イノシシ捕獲用わなの整備を支援し、集落に設置して捕獲を推進します。

### Ⅲ 生物多様性の保全

#### (2) サル被害対策の強化

個体数を毎年調査するとともに、人馴れの進んだ問題個体の捕獲や、個体数増による被害区域の拡大、群れ分裂回避のための捕獲など、市町が実施する活動を支援します。

#### (3) 野生動物の生息環境の整備（野生動物育成林整備）

野生動物被害が深刻な地域の森林を対象にした整備を実施します。

〔要件の緩和〕

- ・第1期：アとイはセットで実施→第2期：ア、イのみの単独実施可
- ・第1期：セットで30ha/箇所→第2期：アは10ha程度以上/箇所、イは5ha程度以上/箇所

**ア バッファーゾーン整備**

人と野生動物との棲み分けを図るため、林縁部の森林を整備します。

**イ 広葉樹林整備**

野生動物の生息地となる森林の整備（継続）、シカ食害により公益的機能が低下した森林の整備（新規）により、野生動物の生息地環境を改善します。

#### (4) 外来生物（アライグマ・ヌートリア）被害対策の強化

市町が実施する捕獲・安楽死処分に対して支援（年間捕獲目標6,000頭）します。

### 3 災害に強い森づくりの推進

平成23年度から5年間延長される県民緑税を活用して、災害に強い森づくりの内容を拡充して実施します。

#### (1) 緊急防災林整備

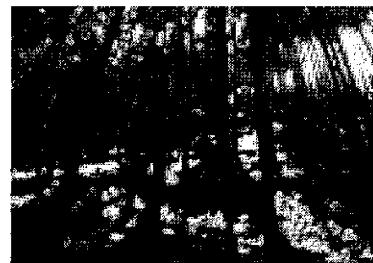
人工林が大半を占める山地災害危険渓流域において、次の対策を実施します。

**ア 溪流対策**

流木・土石流による被害を軽減するため、災害緩衝林を整備します。（危険木の除去、間伐による大径木化、広葉樹植栽、簡易流木止め施設等）

**イ 斜面対策**

斜面の防災機能の強化を図るため、間伐木を利用した土留工を設置します。



緊急防災林整備後  
(間伐木を利用した土留工)

#### (2) 里山防災林整備

倒木や崩壊の危険性が高く、住民の生命に影響を及ぼす集落裏山の山腹崩壊危険箇所において、次の対策を実施します。

**ア ハード対策**

倒木被害や土砂災害の抑制を図るため、森林整備、危険木の除去、簡易防災施設の設置を行います。

**イ ソフト対策**

地域の防災に対する意識を高めるため、地域住民による防災活動を支援します。

#### (3) 野生動物育成林整備（再掲）

#### (4) 針葉樹林と広葉樹林の混交林整備

大面積に広がる手入れ不足のスギ・ヒノキ高齢人工林において、風水害等の防災機能の高い多様な混交林に誘導するため、部分伐採し、その跡地に広葉樹を植栽します。

#### (5) 住民参画型森林整備

新たに地域住民やボランティア等による里山防災林整備やバッファーゾーン整備等、自発的な「災害に強い森づくり」整備活動に対し、資機材等を支援します。

## IV 地域環境負荷の低減

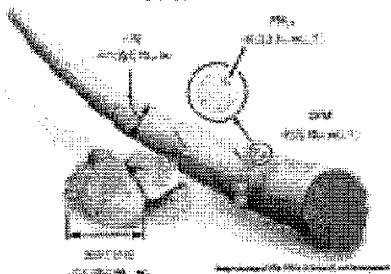
### 1 大気環境の保全

#### (1) ディーゼル自動車運行規制の見直し

阪神東南部地域において、平成16年度から条例に基づき行っている大型ディーゼル自動車等の運行規制について、自動車の運行状況や大気汚染の状況等を踏まえ、規制の見直しを検討します。

#### (2) 微小粒子状物質(PM2.5)対策推進事業

粒径が小さいため肺の奥に入りやすく、健康被害が懸念されている微小粒子状物質(PM2.5)について、既存の大気汚染常時監視測定局にPM2.5自動測定機を設置し、常時監視(大気汚染防止法第22条)を実施します。



PM2.5の大きさ（概念図）（出典：環境省）

### 2 水・土壤環境の保全

#### (1) 第7次水質総量削減計画の策定

瀬戸内海などの水質総量削減の在り方に係る国の中核環境審議会の答申(平成22年3月)を踏まえ、負荷量削減等のヒアリング調査等を実施し、平成26年度を目標年度とする第7次水質総量削減計画を策定します。

また、同計画の削減目標を達成するため、新総量規制値を設定し、計画及び規制値の事業者への周知を図ります。

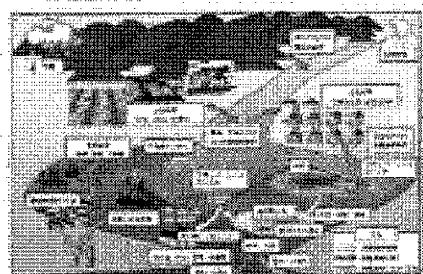
#### (2) 水質汚濁防止の効果的な取組の推進

排出水等の測定結果の改ざん等に対する罰則規定等を追加した水質汚濁防止法の改正を踏まえ、事業者に改正内容を周知し、円滑な法の施行を図ります。

また、環境基準に追加(平成21年11月)され、排水基準の設定が検討されている1,4-ジオキサンの事業場からの排出実態を的確に把握し、必要な対策を指導します。

#### (3) 高度な栄養塩管理の推進

瀬戸内海の水質は一定の改善をみましたが、海苔の色落ち等の水産被害の発生が見られます。そのため、播磨灘北東部海域を栄養塩管理のモデル地域とする環境省事業について、地域の物質循環の情報や水質データを提供するとともに、地域検討会へ参画するなど、栄養塩類の円滑な循環の維持・達成をめざします。



栄養塩類の物質循環のイメージ

### 3 環境影響の未然防止の推進

#### (1) 排出基準未設定化学物質総合対策の推進

第3次兵庫県環境基本計画に掲げる予防原則に基づき、排出基準が定まっていない有機フッ素化合物等の化学物質について、大気中及び公共用水域における存在状況を把握するとともに、人の健康や環境への影響について、排出基準未設定化学物質評価検討委員会において評価し、公表することにより、環境リスクの低減を図ります。

ア 調査地域 西播磨(千種川、揖保川)・淡路(洲本川等)

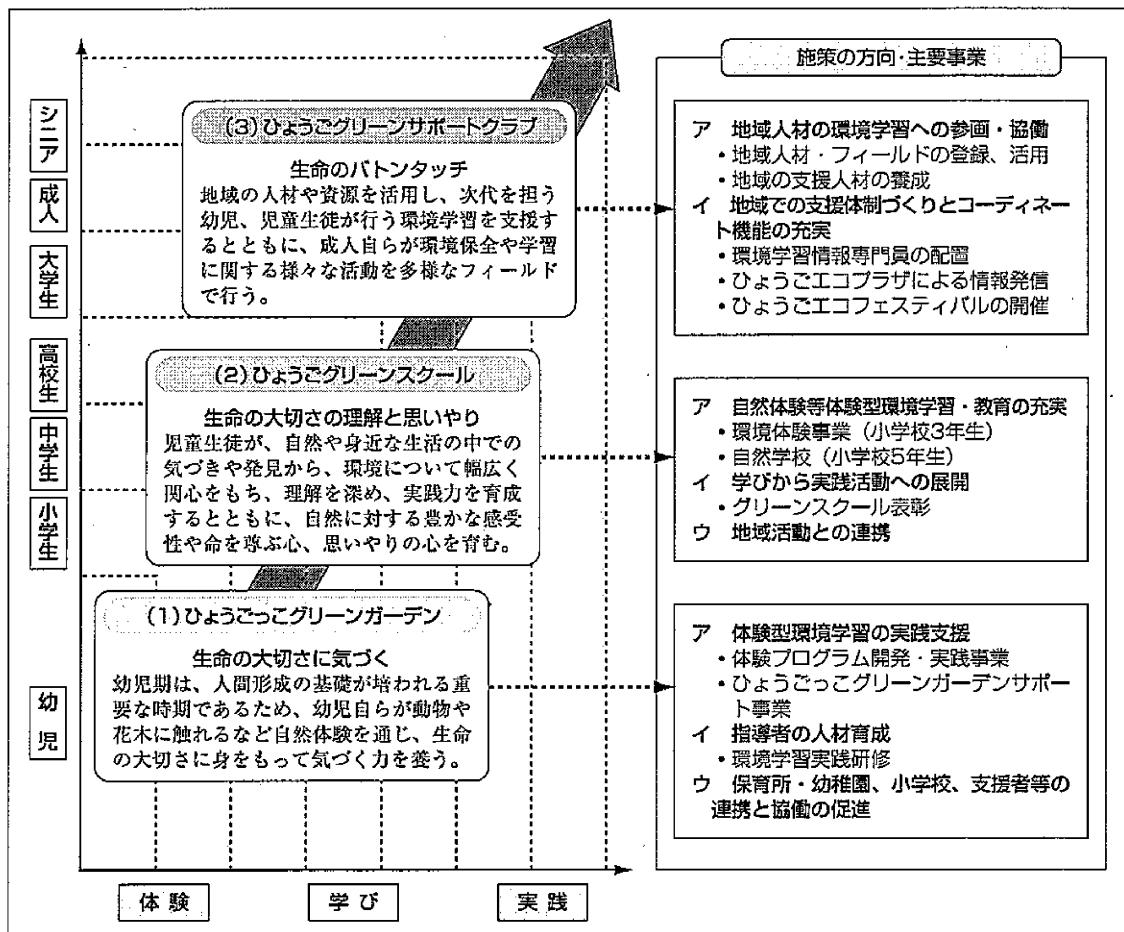
イ 調査地点数等 夏・冬調査：大気2地点、水質6地点、夏調査：底質4地点

ウ 対象物質 有機フッ素化合物及び臭素系難燃剤

## V 環境保全・創造のための地域システム確立

### 1 ひょうごの環境学習・教育の総合的推進

環境や生命を大切に思う“こころ”を育み、学習から実践へとつなげていくため、幼児期からシニア世代までのそれぞれのライフステージに応じて、体験を基本とし体系的なプログラムを内容とする環境学習・教育を推進します。



### 2 環境関連機関との連携の推進

本県に立地している専門機関であるアジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）センター、(財)地球環境戦略研究機関（IGES）関西研究センター、(財)国際エメックスセンターの活動支援を通じて、相互の交流・連携を推進し、政策研究の成果を環境施策に反映していきます。

#### (1) 第9回世界閉鎖性海域環境保全会議（エメックス9）の開催

瀬戸内海をはじめとする世界の閉鎖性海域の環境保全と創造に向けて、(財)国際エメックスセンターがアメリカ合衆国で開催する第9回世界閉鎖性海域環境保全会議（エメックス9）を支援し、環境分野における国際貢献を推進します。

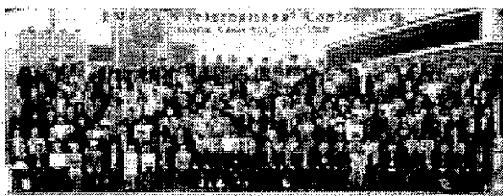
##### ア 日程・場所

平成23年8月28日(日)～31日(水)

アメリカ合衆国・メリーランド州・ボルチモア市

##### イ テーマ

「閉鎖性海域の統合的管理を実現するための、説明責任と効果的な情報共有環境の確保」



第8回エメックス会議、2008年、中国・上海